

議案第9号

佐久市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する
規程の制定について

佐久市学校職員の勤務時間等に関する規程（平成17年佐久市教育委員会訓
令第5号）の一部を改正する規程を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

【改正理由】

これは、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

佐久市学校職員の勤務時間等に関する規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2条第2項ただし書中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の佐久市学校職員の勤務時間等に関する規程の規定を適用する。

新旧対照表

○佐久市学校職員の勤務時間等に関する規程（平成17年4月1日教委訓令第5号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）及び佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年佐久市条例第31号）の規定に基づき、学校（学校給食センターを含む。以下同じ。）に勤務する常勤の職員、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。以下同じ。）及び短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）（以下「学校職員」という。）の勤務時間等に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(週休日及び勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 学校職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の勤務時間は、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内において、短時間勤務職員の勤務時間は、1週間につき31時間まで（地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前任用短時間勤務職員にあつては、1週間につき15時間30分から31時間まで）の範囲内で校長が定める時間とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定める時間とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）及び佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年佐久市条例第31号）の規定に基づき、学校（学校給食センターを含む。以下同じ。）に勤務する常勤の職員、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。以下同じ。）及び短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）（以下「学校職員」という。）の勤務時間等に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(週休日及び勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 学校職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の勤務時間は、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内において、短時間勤務職員の勤務時間は、1週間につき31時間まで（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員にあつては、1週間につき15時間30分から31時間まで）の範囲内で校長が定める時間とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定める時間とする。</p>

議案第10号

佐久市臼田地区小学校施設整備検討委員会設置要綱及び
佐久市新小学校建設地域協議会設置要綱を廃止する要綱について

佐久市臼田地区小学校施設整備検討委員会設置要綱（平成26年教育委員会告示第8号）及び佐久市新小学校建設地域協議会設置要綱（平成29年教育委員会告示第11号）を廃止する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市臼田地区小学校施設整備検討委員会設置要綱及び佐久市新小学校建設地域協議会設置要綱を廃止する要綱について

【改正理由】

これは、令和5年4月1日に臼田小学校が開校することに伴い、関係する2つの委員会等について、所期の目的を達し、その役割を果たしたと認められることから、要綱を廃止しようとするものであります。

佐久市臼田地区小学校施設整備検討委員会設置要綱及び佐久市新小学校建設地域協議会設置要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 佐久市臼田地区小学校施設整備検討委員会設置要綱（平成26年教育委員会告示第8号）
- (2) 佐久市新小学校建設地域協議会設置要綱（平成29年教育委員会告示第11号）

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第11号

佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱の一部を改正する
要綱の制定について

佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱（平成17年佐久市教育
委員会告示第5号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱の一部を改正する要綱
について

【改正理由】

これは、令和5年4月1日に臼田小学校が開校することに伴い、補助対象地区の変更を行うための改正を行おうとするものであります。

佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱の一部を改正する要綱

佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「うち、」の後に、「上中込地区、三分地区、美里地区、」を加える。また、別表第1を次のように改正する。

別表第1中

「

学校名		補助対象地区	区間
小学校	切原	上小田切	上小田切西（一部に限る。）～切原小学校
	田口	丸山	丸山（一部に限る。）～田口小学校

」

を

「

学校名		補助対象地区	区間
小学校	臼田	田口	丸山～臼田小学校
			宮代～臼田小学校
			川原宿～臼田小学校
			田口中町～臼田小学校
小学校	臼田	清川	下町～臼田小学校
			大奈良～臼田小学校
			原～臼田小学校
小学校	臼田	三分	上中込～臼田小学校
			清川
小学校	臼田	三分	三分～臼田小学校

入澤	入澤～白田小学校
	三条～白田小学校
	十日町～白田小学校
	岩水～白田小学校
湯原	湯原新田～白田小学校
上小田切	上小田切～白田小学校
	上小田切西～白田小学校
白田	美里～白田小学校
	平～白田小学校

に改める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱（平成17年4月1日教委告示第5号）

新		旧	
<p>(補助の対象者)</p> <p>第3条 補助の対象となる児童等は、教育委員会が認める交通機関又は自転車を利用して遠距離を通過する者（交通機関により通学する場合にあつては別表第1に定める補助対象地区及び区間に該当する者に限り、また、補助対象地区のうち、<u>上中込地区、三分地区、美里地区、入の沢地区、御桐谷町地区</u>（一部に限る。）及び吹上町地区（一部に限る。）に居住する小学校在籍児童の場合にあつては1学年から3学年に在籍する者に限る。）とする。ただし、児童等の保護者（以下「保護者」という。）の都合により通学区域外に通学する者は、補助の対象としない。</p>		<p>(補助の対象者)</p> <p>第3条 補助の対象となる児童等は、教育委員会が認める交通機関又は自転車を継続的に利用して遠距離を通過する者（交通機関により通学する場合にあつては別表第1に定める補助対象地区及び区間に該当する者に限り、また、補助対象地区のうち、<u>入の沢地区、御桐谷町地区</u>（一部に限る。）及び吹上町地区（一部に限る。）に居住する小学校在籍児童の場合にあつては1学年から3学年に在籍する者に限る。）とする。ただし、児童等の保護者（以下「保護者」という。）の都合により通学区域外に通学する者は、補助の対象としない。</p>	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
小学校	学校名	補助対象地区	区間
小学校	佐久平	小田井	西屋敷～佐久平浅間小学校
	浅間		小田井下宿～佐久平浅間小学校
		岩村田	荒田～佐久平浅間小学校
			住吉町（一部に限る。）～佐久平浅間小学校
	岸野	東立科	浅間小学校
	野沢	大沢	東立科～岸野小学校
	泉	美笹	大沢～野沢小学校
	佐久城	内山	美笹～泉小学校
	山		町上以東～佐久城山小学校
	東	東地	東地～東小学校
		駒込	駒込～東小学校
	臼田	田口	丸山～臼田小学校
			富代～臼田小学校
		切原	上小田切

新		旧	
	川原宿～白田小学校 田口中町～白田小学校 下町～白田小学校 大奈良～白田小学校 原～白田小学校 上中込～白田小学校 清川～白田小学校 三分～白田小学校 入澤～白田小学校 三条～白田小学校 十日町～白田小学校 岩水～白田小学校 湯原新田～白田小学校 上小田切～白田小学校 上小田切西～白田小学校 美里～白田小学校 平～白田小学校 御牧原～浅科小学校 入の沢～浅科小学校 茂田井～望月小学校 観音寺～望月小学校 印内原～望月小学校 印内～望月小学校 古宮～望月小学校 御桐谷町（一部に限る。）～望月小学校 吹上町（一部に限る。）～望月小学校 御牧原～望月小学校		丸山（一部に限る。）～田口小学校
	清川 三分 入澤 湯原 上小田切 白田 御牧原 入の沢 茂田井 観音寺 印内原 印内 古宮 御桐谷町（一部に限る。） 吹上町（一部に限る。） 御牧原		丸山 御牧原 入の沢 茂田井 観音寺 印内原 印内 古宮 御桐谷町（一部に限る。） 吹上町（一部に限る。） 御牧原 百沢 牧布施 入布施 式部 抜井 中居 雁村 大木 藤巻 長者原 一の原 東長者原 中石堂 西長者原 湯沢
浅科	御牧原～浅科小学校 入の沢～浅科小学校		
望月	茂田井～望月小学校 観音寺～望月小学校 印内原～望月小学校 印内～望月小学校 古宮～望月小学校 御桐谷町（一部に限る。）～望月小学校 吹上町（一部に限る。）～望月小学校 御牧原～望月小学校		
浅科	御牧原～浅科小学校 入の沢～浅科小学校		
望月	茂田井～望月小学校 観音寺～望月小学校 印内原～望月小学校 印内～望月小学校 古宮～望月小学校 御桐谷町（一部に限る。）～望月小学校 吹上町（一部に限る。）～望月小学校 御牧原～望月小学校		

新	旧
<p>百沢 牧布施 入布施 式部 抜井 中居 雁村 大木 藤巻 長者原 一の原 東長者原 中石堂 西長者原 湯沢 新田 竹の城 向反 大西 堀端 金井 上新 北春 新町 宮の入 三明 茂沢 入新町 岩下 入片倉 協西 大谷地</p>	<p>百沢～望月小学校 牧布施～望月小学校 入布施～望月小学校 式部～望月小学校 抜井～望月小学校 中居～望月小学校 雁村～望月小学校 大木～望月小学校 藤巻～望月小学校 長者原～望月小学校 一の原～望月小学校 東長者原～望月小学校 中石堂～望月小学校 西長者原～望月小学校 湯沢～望月小学校 新田～望月小学校 竹の城～望月小学校 向反～望月小学校 大西～望月小学校 堀端～望月小学校 金井～望月小学校 上新～望月小学校 北春～望月小学校 新町～望月小学校 宮の入～望月小学校 三明～望月小学校 茂沢～望月小学校 入新町～望月小学校 岩下～望月小学校</p>
<p>新田 竹の城 向反 大西 堀端 金井 上新 北春 新町 宮の入 三明 茂沢 入新町 岩下 入片倉 協西 大谷地</p>	<p>新田～望月小学校 竹の城～望月小学校 向反～望月小学校 大西～望月小学校 堀端～望月小学校 金井～望月小学校 上新～望月小学校 北春～望月小学校 新町～望月小学校 宮の入～望月小学校 三明～望月小学校 茂沢～望月小学校 入新町～望月小学校 岩下～望月小学校 入片倉～望月小学校 協西（鶯岩を除く。）～望月小学校 大谷地（合の沢に限る。）～望月小学校</p>

略

新		旧
入片倉 協西（鷲岩を除く。） 大谷地（合の沢に限る。）	入片倉～望月小学校 協西（鷲岩を除く。）～望月小学校 大谷地（合の沢に限る。）～望月小学校	
略		

附 則（令和5年X月X日教育委員会告示第X号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

佐久市学校給食浅科・望月センター集約化に関する方針の決定
について

学校給食浅科センター及び望月センターについては、浅科センターの施設及び厨房機器等の老朽化、学校給食衛生管理基準を考慮するとともに、当該地区の児童生徒数の将来推計、他の給食センターの状況等、施設の有効活用、コスト面などから判断して、望月センターへの集約化を方針として決定し、今後必要な業務を進めていく。

なお、この方針を佐久市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に位置づけるものとする。

令和 5年 3月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 3月 日
佐久市教育委員会

学校給食センター(浅科・望月)の集約化について

1 方針内容

市では、令和4年度に行った関係の皆様への説明を経て、学校給食浅科センター及び学校給食望月センターについては、『浅科センターの老朽化が顕著なことから、令和8年度までを目途に望月センターの施設改修を行い、浅科センターの機能を集約化することとします。』
この方針を個別施設計画に位置づけ、今後必要な業務を進めていきます。

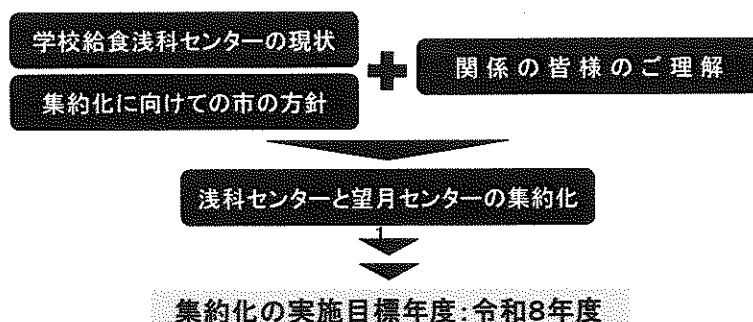
2 これまでの経緯

○個別施設計画の策定

- ・ 少子化による人口減少などに伴い、厳しい財政状況が見込まれる中で、公共施設等の適正な配置や管理の効率化を図る必要があります。
- ・ 「佐久市公共施設等総合管理計画」の基本方針に定めた以下4つの視点に基づく具体的な取り組みを着実に進めていくため、各施設における今後の方向性等を定めた個別施設計画の策定を進めてきました。
 - 1 「量的見直し」
 - 2 「質の見直し」
 - 3 「費用負担の見直し」
 - 4 「管理体制の見直し」

○学校給食センターの個別施設計画の策定

- ・ 学校給食浅科センター・望月センターにつきましては、施設及び厨房機器等の老朽化、学校給食衛生管理基準を考慮するとともに、当該地区の児童生徒数の将来推計、他の給食センターの状況等、施設の有効活用、コスト面などから判断して、望月センターへの集約化を方針としてお示ししました。
- ・ 令和4年度において、この市の方針を関係者、保護者、地域住民等の皆様に説明をさせていただきながら、協議を行い、ご理解を深めていただく中で、令和8年度を目途に浅科センターを望月センターに集約することを個別施設計画に位置づけることとしました。

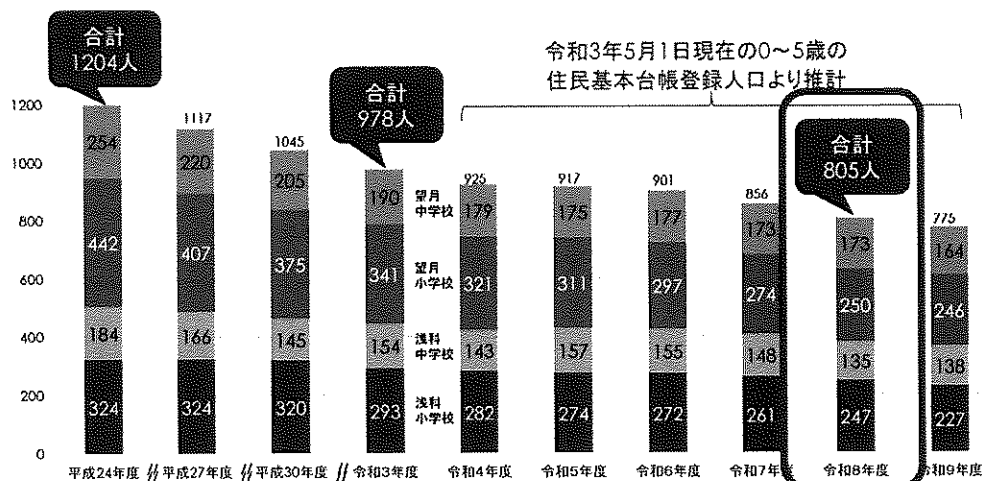


3 集約化に関する説明要旨（要約）

【概要】

- ・ 浅科センターは建築後 40 年が経過し、老朽化が進行しています。
- ・ 浅科センターは現行の学校給食衛生管理基準を満たしておらず、建て替えには現在の敷地を超える面積やコストが必要です。
- ・ 当該地区の児童生徒の減少傾向と施設能力を踏まえると、浅科・望月地区の給食を望月センターで提供することができます。

区 分	浅科センター	望月センター
建築年	昭和57年（40年経過）	平成16年（18年経過）
建物構造	鉄筋コンクリート（RC）造平屋建 260㎡	鉄骨造2階建 749㎡
提供校	浅科小学校 浅科中学校	小学校 1校 中学校 1校
児童生徒数	417人（R4.4）	487人（R4.4）
給食提供数（能力）	700食/日	1,100食/日
現在提供食数	500食/日（R4.4）	550食/日（R4.4）
事務職員	正職0.5人（望月兼務） 会計年度任用職員1人	正職0.5人（浅科兼務）
栄養士	県職員（栄養士）1人 会計年度任用職員1人（アレルギー担当）	県職員（栄養職員）1人 会計年度任用職員1人（アレルギー担当）
調理員数	正職1人 会計年度任用職員5人	正職2人 会計年度任用職員6人
配送	会計年度任用職員1人 （センター職員が配送）	会計年度任用職員2人 （センター職員が配送）



浅科・望月地区の児童生徒数は、今後減少傾向にあり、令和8年度には805人（令和3年度比△173人△18%）となることが見込まれます。なお、望月センターの給食提供数（能力）は、1,100食/日となっています。 ※令和5年度の実績を基準とした将来推計

【課題と改善策】

- ・ 集約化した場合の配送時間は、浅科小中学校で長くなりますが、配送トラック(2tロングトラック2台)の確保などにより、できる限り短縮に努めるとともに、保温性の高い食缶を導入することにより、適温でおいしい給食の提供をしていきます。
- ・ 浅科小学校では、身近で給食が作られなくなりますが、各センターの特色あるメニューの継続や、浅科・望月の学校給食応援団の皆様が一体となり、より広範囲で充実した食材提供をしていただくなど、より充実した食育活動を進めていきます。

【集約化に合わせた施設整備】

- ・ 集約化する望月センターには、「アレルギー専用調理室」を整備し、より安全安心なアレルギー対応食の提供を行います。
- ・ 浅科小学校の特徴である「ランチルーム」をリニューアルすることで、より快適に給食を楽しめる場はもとより、「食育」や「地域交流」など多目的な利用の場を確保します。

【コストについて】

○浅科センターを単独で存続する場合

区分	浅科センター	望月センター	計
① 施設整備費	約7億8,000万円	—	約7億8,000万円
	改築費用(設計監理・用地費*は除く。)	当面は現状維持	
② ランニングコスト	約2,000万円/年 (R2決算額)	約3,300万円/年 (R2決算額)	約5,300万円/年
③ 必要人員	10.5人 (R4体制)	12.5人 (R4体制)	23人

※仮に浅科センターを改築する場合、上記の衛生管理基準を満たすには現況の2倍以上の建築面積が必要となります。さらには、給食提供業務を継続させながらの敷地内の現地建て替えは難しいため、小学校敷地外に用地の確保などが必要となります。

○集約化する場合

区分	浅科センター	望月センター	計
① 施設整備費	約2億2,600万円	約1億円	約3億2,600万円
※当該事業費には設計監理	・厨房機器撤去、解体 ・給食受室新設	・アレルギー専用調理室改修	

費等も見込む。	・給食受室仮設工事 *1 (約 9,300 万円)	・コンテナ室増築 ・プラットホーム増築 (約 7,500 万円)	
	・ランチルームリニューアル(長寿命化改修)*2 (約 1 億 2,500 万円)	・車両、備品等購入費 (約 2,500 万円)	
	・浅科中学校給食受室改修*3 (約 800 万円)		
② ランニングコスト	約 3,800 万円/年 (R2 決算 同規模センターを参照)		約 3,800 万円/年
③ 必要人員	15 人 (R4 同規模センターを参照)		15 人

集約化により、施設整備で約 4 億 5,400 万円の削減、ランニングコストで約 1,500 万円/年の削減が見込まれます。

(※いずれも概算数値であり、浅科センター建て替えの用地費等が見込めないなど単純比較ができません。あくまでも参考値(目安)となります。)

【総論】

- ・ 施設の有効活用・コスト面から、両施設をこのまま維持していくことは、市全体から見て難しいと判断せざるを得ません。また、浅科センターと望月センターを集約することで、浅科小学校に併設する給食センターがなくなることになりますが、これを補う前記対応により、浅科・望月地区の児童生徒の皆さんへ、安全安心でおいしい給食の提供が安定して行えると判断できることから、両センターを統合することが、最善の方法であると考えます。
- ・ その集約化の時期は、令和8年度を目標とします。

4 説明等実施経過

○保護者・地元住民等への説明

月日	時間	事項	内容	対象	会場	周知方法等	出席者
7月8日(金)	19:00	地元説明会	集約化概要説明	望月地区 保護者	駒の里ふ れあいセ ンター	保護者あて通知及び 区回覧による周知	13名
7月12日(火)	19:00	地元説明会	集約化概要説明	望月地区 区民	駒の里ふ れあいセ ンター	保護者あて通知及び 区回覧による周知	10名
7月13日(水)	19:00	地元説明会	集約化概要説明	浅科地区 保護者	交流文化 館浅科	保護者あて通知及び 区回覧による周知	17名
7月19日(火)	19:00	地元説明会	集約化概要説明	浅科地区 区民	浅科支所 複合施設	保護者あて通知及び 区回覧による周知	15名

休日の追加開催

月日	時間	事項	内容	対象	会場	周知方法等	出席者
10月16日(日)	10:00	地元説明会 (休日の追加開催)	集約化概要説明	望月地区 保護者・ 区民	駒の里ふ れあいセ ンター	小中学校保護者あてオク レンジャー等による通知、保 育園幼稚園保護者にも緊急 連絡網等により通知及び一 般向けとしてホームページ・SNSによる周知	11名
10月16日(日)	15:00	地元説明会 (休日の追加開催)	集約化概要説明	浅科地区 保護者・ 区民	浅科支所 複合施設	小中学校保護者あてオク レンジャー等による通知、保 育園幼稚園保護者にも緊急 連絡網等により通知及び一 般向けとしてホームページ・SNSによる周知	12名

※このほか、地元区長会、両地区学校給食応援団、学校教職員等への個別説明も行ってきました。

○意見募集（パブリックコメント）の実施

I 意見募集の概要

(1) 意見の募集期間

令和4年12月1日(木) から令和4年12月15日(木)

(2) 周知の方法

ア 市ホームページ・SNS（ツイッター・LINE・フェイスブック）

イ 浅科・望月地区小中学校、保育園、幼稚園に安否確認システム緊急連絡網による一斉通知（白鳩幼稚園は保護者宛て文書による）

(3) 方針（案）の公表方法

ア 市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所市民ホール、各支所総務税務係窓口、学校給食課窓口に掲載用として設置

ウ YouTubeによる説明動画配信

(4) 意見の募集方法

ア 電子メール

イ 郵送

ウ ファックス

エ 直接持参（佐久市教育委員会 学校給食課）

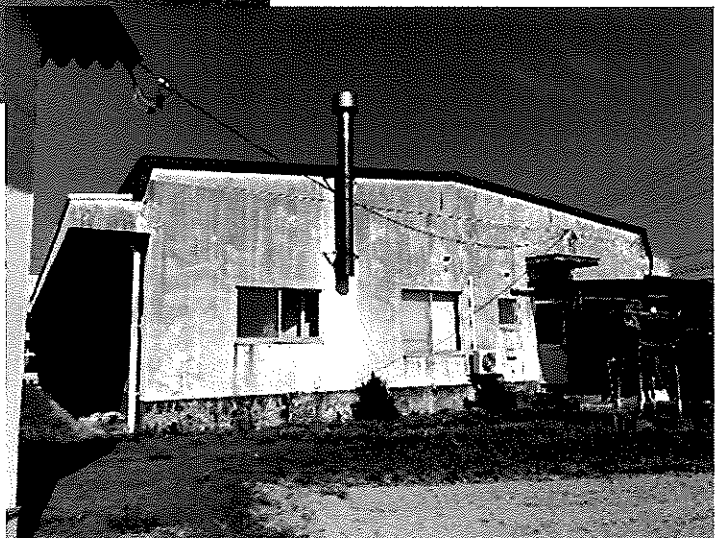
II 意見募集の結果

(1) 提出された意見 8件※全件電子メールによる送付

(2) HP閲覧回数 101回 (12/1~12/15)

(3) 説明動画視聴回数 95回 (11/24~12/16)

(浅科センター外観)



議案第13号

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱の一部を改正する要綱の
制定について

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱（平成24年佐久市教育委員会告示
第19号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱の一部を改正する要綱の
制定について

【改正理由】

これは、佐久市文化振興推進企画委員会の任務について、佐久市文化振興計画が、令和5年度に新たに策定される佐久市教育振興基本計画に包含されることから、これに併せて所要の改正を行おうとするものです。

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱の一部を改正する要綱

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱（平成24年佐久市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

（任務）

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討し、その成果を佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- （1） 佐久市教育振興基本計画における文化・芸術の推進に関すること。
- （2） 文化振興基金の活用に関すること。

附 則

この告示は、令和5年4月1日より施行する。

新旧対照表
 ○佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱（平成24年12月25日教育委員会告示第19号）

新	旧
<p>(任務) 第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討し、その成果を佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。 (1)佐久市教育振興基本計画における文化・芸術の推進に関すること。 (2) (略)</p>	<p>(任務) 第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討し、その成果を佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。 (1)文化振興計画の推進に関すること。 (2) (略)</p>

議案第14号

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱の制定について

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱（平成26年佐久市教育委員会告示
第9号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

【改正理由】

これは、市民の主体的な芸術文化活動事業に対する補助金に関して、当該事業の趣旨について佐久市文化振興計画が令和5年に新たに策定される佐久市教育振興基本計画に包含されること、又当該事業にかかる補助対象経費等の規定を定めるため、所要の改正を行なおうとするものであります。

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱（平成26年佐久市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「佐久市文化振興計画に」を「佐久市教育振興基本計画」に改め、「第40号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 市民が鑑賞できる場で表現、発表され、市民を対象として行われる芸術文化に関する事業
- (2) 関係者だけでなく、多くの市民が鑑賞できるよう積極的に広報を行う事業
- (3) 本市の他の補助金等を受けていない事業
- (4) 補助を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までの間に行われる事業

第3条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は団体に対して行う事業
- (2) 学校（部活動等を含む。）が主催する事業
- (3) 政治的活動及び宗教的活動を目的とした事業、並びに営利及びチャリティーを目的とした事業
- (4) 公序良俗に反する又はそのおそれのある事業
- (5) その他、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当でない

と認める事業

第4条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費
- (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼並びに商品及び賞金等
- (3) 団体の財産となる物品の購入経費、及び製作経費
- (4) レセプションパーティ等に係る経費、及び飲食関係費
- (5) コンクール入賞賞金、及び賞品等に係る経費
- (6) 手土産代、記念品代及び花束代等の物品による謝礼費
- (7) 交通費の特別料金
- (8) 領収書がないなど支出の根拠が確認できない経費
- (9) 補助対象事業に直接関わらない経費
- (10) 事業実施期間外に発生した経費
- (11) その他、団体の財源により賄うべき経費として教育委員会が判断した経費

第5条第1項を次のように改める。

補助金の額は次の各号のとおりとする。

- (1) プランA 補助対象経費の2分の1以内の額又は100,000円のいずれか低い額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) プランB 補助対象経費の2分の1以内の額又は300,000円のいずれか低い額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第5条第2項を削る。

第6条の見出し中「申請」の次に「等」を加え、同条中「佐久市芸術文化活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。」を「次の各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 佐久市芸術文化活動事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体審査資料（様式第2号）

- (3) 事業審査資料（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 団体員名簿（任意様式）
- (6) 団体規約（任意様式）
- (7) 謝礼を支払う主な演奏者、上演者、及び講演者等（以下「演奏者等」という。）の経歴等がわかる書類（任意様式）
- (8) その他、教育委員会が必要と認める書類

第6条に次の3項を加える。

- 2 交付申請期間は、原則として事業開始の1カ月前、かつ教育委員会が別に定める申請期間内とする。
- 3 交付申請は、原則として一の年度において1団体につき1事業を限度とし、前条に掲げるプランからいずれか1つを選択するものとする。
- 4 交付期間は次の各号のとおりとする。ただし、交付にあたっては毎年度の申請を必要とする。
 - (1) プランA（事業の内容により、補助を受けた年度から最長で5年）
 - (2) プランB（事業の内容により、補助を受けた年度から最長で10年）

第7条の見出し中「の」を削り、同条中「ときは、」の次に「別に定める審査基準に基づき」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、プランBの審査にあたっては、教育委員会が佐久市文化振興推進企画委員会に評価を付託し、その評価を受け、採択する事業を決定するものとする。

第7条に次の2項を加える。

- 2 補助金の交付決定は、多様な芸術文化活動に幅広く行うが、申請者が多数の場合は、次の各号のいずれかに該当する事業を優先する。
 - (1) 高い芸術性を有する芸術文化活動であるが、採算の望めない事業
 - (2) 実績や将来性を有する芸術文化活動であるが、財政的基盤が十分でない芸術文化団体等の事業
 - (3) 新たな局面を切り開く可能性が認められる先駆的又は実験的な事業
 - (4) 次世代の芸術文化活動を育てる事業
 - (5) 地域の文化振興、並びに文化財の保存、及び活用に関し、寄与が大きいと認められる事業
- 3 教育委員会は、申請者が多数の場合又は審査の結果等により、補助金を減額

又は補助対象事業を不採択とすることができるものとする。

第7条の次に次の2条を加える。

(決定の通知)

第8条 教育委員会は、補助金の交付の決定をするときは、その決定の内容を、佐久市芸術文化活動事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれにも該当する場合は、佐久市芸術文化活動事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第6号)を教育委員会に提出し、その承認を受けること。

- (1) 収入又は支出項目の変更
- (2) 実施期日、又は場所の変更
- (3) 演奏者等の変更
- (4) 事業の中止

第8条第1項を次のように改める。

補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次の各号の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 佐久市芸術文化活動事業補助金実績報告書(様式第7号)
- (2) 事業評価報告書(様式第8号)
- (3) 収支決算書(様式第9号)
- (4) 補助対象経費の領収書又は支払った金額が確認できる書類(写し可)
- (5) その他、教育委員会が必要と認める書類

第8条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補助金の額の確定)

第11条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合においては、交付決定の内容、及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、佐久市芸術文化活動事業補助金確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

第9条中「(様式第3号)」を「(様式第11号)」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「ほか、」の次に「補助金の交付に関し」を、「事項は、」の次に「教育委員会が」を加え、同条を第13条とする。

附則の次に別表を加える。

様式第2号中「8」を「6」に改め、同様式中を改める。

様式第3号中「9」を「6」に改め、同様式中を改め、同様式の次に次の8様式を加える。

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第12条関係)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、佐久市文化振興計画に基づき、芸術文化活動の普及と充実を図り、市民が様々な芸術文化に触れる機会を拡充するため、市内の団体が行う芸術文化活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主催し、市内において市民を対象として行う芸術文化に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 本市の他の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(2) 補助金の交付の申請をした日の属する年度の末日までに完了する事業であること。</p> <p>(3) 特定の個人又は団体に対して行う事業でないこと。</p> <p>(4) 学校が主催する事業でないこと。</p> <p>(5) 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。</p> <p>(6) 営利を目的とした事業でないこと。</p> <p>(7) チャリティーを目的とした事業でないこと。</p> <p>(8) 公序良俗に反する事業又はそのおそれのある事業でないこと。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、佐久市教育振興基本計画に基づき、芸術文化活動の普及と充実を図り、市民が様々な芸術文化に触れる機会を拡充するため、市内の団体が行う芸術文化活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主催し、市内において市民を対象として行う芸術文化に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市民が鑑賞できる場で表現、発表され、市民を対象として行われる芸術文化に関する事業</p> <p>(2) 関係者だけでなく、多くの市民が鑑賞できるよう積極的に広報を行う事業</p> <p>(3) 本市の他の補助金等を受けていない事業</p> <p>(4) 補助を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までの間に行われる事業</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。</p> <p>(1) 特定の個人又は団体に対して行う事業</p> <p>(2) 学校（部活動等を含む。）が主催する事業</p> <p>(3) 政治的活動及び宗教的活動を目的とした事業、並びに営利及びチャリティーを目的とした事業</p> <p>(4) 公序良俗に反する又はそのおそれのある事業</p> <p>(5) その他、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当で</p>

新	旧
<p>ないと認める事業</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 団体の経常的な活動に要する経費</p> <p>(2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼並びに商品及び賞金等</p> <p>(3) 団体の財産となる物品の購入経費、及び製作経費</p> <p>(4) レセプションパーテイ等に係る経費、及び飲食関係費</p> <p>(5) コンクール入賞賞金、及び賞品等に係る経費</p> <p>(6) 手土産代、記念品代及び花束代等の物品による謝礼費</p> <p>(7) 交通費の特別料金</p> <p>(8) 領収書がないなど支出の根拠が確認できない経費</p> <p>(9) 補助対象事業に直接関わらない経費</p> <p>(10) 事業実施期間外に発生した経費</p> <p>(11) その他、団体の財源により賄うべき経費として教育委員会が判断した経費</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は次の各号のとおりとする。</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 会場使用料</p> <p>(2) 舞台設備等の借上料</p> <p>(3) 演奏者、上演者、講演者等（以下「演奏者等」という。）への謝礼</p> <p>(4) 演奏者等の交通費及び宿泊費</p> <p>(5) 広報・印刷費</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業の実施に必要と認めたもの</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とす</p>

新	旧
<p>(1) <u>プランA 補助対象経費の2分の1以内の額又は100,000円のいずれか低い額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) <u>プランB 補助対象経費の2分の1以内の額又は300,000円のいずれか低い額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(交付申請等)</p> <p>第6条 <u>補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>佐久市芸術文化活動事業補助金交付申請書（様式第1号）</u></p> <p>(2) <u>団体審査資料（様式第2号）</u></p> <p>(3) <u>事業審査資料（様式第3号）</u></p> <p>(4) <u>収支予算書（様式第4号）</u></p> <p>(5) <u>団休員名簿（任意様式）</u></p> <p>(6) <u>団体規約（任意様式）</u></p> <p>(7) <u>謝礼を支払う主な演奏者、上演者、及び講演者等（以下「演奏者等」という。）の経歴等がわかる書類（任意様式）</u></p> <p>(8) <u>その他、教育委員会が必要と認める書類</u></p> <p>2. <u>交付申請期間は、原則として事業開始の1カ月前、かつ教育委員会が別に定める申請期間内とする。</u></p> <p>3. <u>交付申請は、原則として一の年度において1団体につき1事業を限度とし、前条に掲げるプランからいずれか1つを選択するものとする。</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額（以下「算出額」という。）と補助対象事業による収入額との合計額が、事業実施に必要な経費の額を上回るときは、その差額を算出額から差し引いた残りの額を補助金の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 <u>補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市芸術文化活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>

新

旧

4. 交付期間は次の各号のとおりとする。ただし、交付にあたっては毎年度の申請を必要とする。

- (1) プランA（事業の内容により、補助を受けた年度から最長で5年）
- (2) プランB（事業の内容により、補助を受けた年度から最長で10年）

(交付決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、別に定める審査基準に基づき補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。ただし、プランBの審査にあたっては、教育委員会が佐久市文化振興推進企画委員会に評価を付託し、その評価を受け、採択する事業を決定するものとする。

2. 補助金の交付決定は、多様な芸術文化活動に幅広く行うが、申請者が多数の場合は、次の各号のいずれかに該当する事業を優先する。

- (1) 高い芸術性を有する芸術文化活動であるが、採算の望めない事業
- (2) 実績や将来性を有する芸術文化活動であるが、財政的基盤が十分でない芸術文化団体等の事業
- (3) 新たな局面を切り開く可能性が認められる先駆的又は実験的な事業
- (4) 次世代の芸術文化活動を育てる事業
- (5) 地域の文化振興、並びに文化財の保存、及び活用に関し、寄与が大きいと認められる事業

3. 教育委員会は、申請者が多数の場合又は審査の結果等により、補助金を減額又は補助対象事業を不採択とすることができるものとする。

(決定の通知)

第8条 教育委員会は、補助金の交付の決定をするときは、その決定の内容を、佐久市芸術文化活動事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、

(交付の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

新	旧
<p>次の各号のいずれにも該当する場合は、<u>佐久市芸術文化活動事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第6号)</u>を教育委員会に提出し、その承認を受け</p> <p>ること。</p> <p>(1) <u>収入又は支出項目の変更</u></p> <p>(2) <u>実施期日、又は場所の変更</u></p> <p>(3) <u>演奏者等の変更</u></p> <p>(4) <u>事業の中止</u></p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 <u>補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次の各号の書類を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>佐久市芸術文化活動事業補助金実績報告書(様式第7号)</u></p> <p>(2) <u>事業評価報告書(様式第8号)</u></p> <p>(3) <u>収支決算書(様式第9号)</u></p> <p>(4) <u>補助対象経費の領収書又は支払った金額が確認できる書類(写し可)</u></p> <p>(5) <u>その他、教育委員会が必要と認める書類</u></p> <p>2 略</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第8条 <u>補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、佐久市芸術文化活動事業補助金実績報告書(様式第2号)を教育委員会へ提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>
<p>(補助金の額の確定)</p> <p>第11条 <u>教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合においては、交付決定の内容、及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、佐久市芸術文化活動事業補助金確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。</u></p> <p>(交付請求)</p> <p>第12条 <u>補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、佐久市芸術文化活動事業補助金交付請求書(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(交付請求)</p> <p>第9条 <u>補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、佐久市芸術文化活動事業補助金交付請求書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>

新

旧

(その他)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表 (第4条関係)

項目	内訳
会場使用料	会場使用料及び会場附帯設備使用料 ※本番とリハーサル(1回)又は本番と前日準備に限る。 ※申請団体(共催者含む)の構成団体及び構成員が設置し又は管理する会場施設で活動する場合の会場使用料は対象外とする。
設営費	会場設営費、会場撤去費 ※搬入から搬出までの期間で必要な範囲に限る。
舞台費	照明費、音響費、大道具費、衣装借上料、舞台美術費、字幕・映像費 ※搬入から搬出までの期間で必要な範囲に限る。
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費 ※搬入から搬出までの期間で必要な範囲に限る。 ※マイククロバスやトラック等のレンタカー代は補助対象とするが、個人所有の車を利用した場合は対象外とする。
機材借料	無観客公演を実施する事業のうち、借用した機材で撮影、編集、配信作業を行い、不特定多数に公開した場合の機材借料
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優・舞踏家・司会者等出演料
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、楽譜製作料、調律料、伴奏料

旧

新

文芸費	演出料、監修・振付料、舞台監督料、衣装等デザイナー料、照明・音響スタッフ料、著作権使用料
謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、審査員謝金
委託金	無観客公演等を実施する事業のうち、撮影、編集、配信作業を制作会社等に委託し、不特定多数に公開した場合の委託料
交通費 宿泊費	交通費は、本番前後1往復分、宿泊費は、本番の前日又は当日のいずれか1泊分 ※交通費の特別料金（グリーン車料金・ファーストクラス料金等）は対象外
印刷費	プログラム、図録、チラシ、ポスター、入場券、ダイレクトメッセージ等の印刷製本費 ※申請団体（共催者含む）の構成団体及び構成員が所有する機材による印刷の場合は対象外 ※有料で販売する場合は対象外
宣伝費	新聞・雑誌等掲載料、テレビ・ラジオ広告料、ウェブページ制作費、立て看板等製作費、広告デザイナー・編集費、入場券等販売手数料
通信費	開催案内に係る送付料 ※送付先を確認する場合あり

新

様式第2号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

佐久市芸術文化活動事業補助金 団体審査資料

団体の名称	(フリガナ)	団体設立年月日(及び解散予定)	年 月 日
団体の活動目的	(団体の設立目的や理念、目標などをお書きください)	(～)	年 月 日
組織	代表者 役職・氏名	団体規約等の有無(有り・無し)	年 月 日
市内在住者	団体に所属する人数	年齢	年 月 日
住所・氏名	(団体に所属する者のうち、市内在住者1人をお書きください)	住所	年 月 日
団体の沿革	氏名	住所	年 月 日
過去に実施した 主な事業 (この補助金を 受けた実績は必ず 記載し、補助金額 を()書きで記載 してください)	名称(内容)	開催年月日	開催場所
普及の活動場所	住所	住所	住所
連絡先 (連絡責任者)	(フリガナ)	TEL () FAX ()	Eメールアドレス
公開できる 連絡先	氏名	Eメールアドレス等	電話番号、Eメールアドレス等

※ 申請者が任意の団体で、団体規約等がある場合は、写しを添付してください。
 ※ 団体員名簿を添付してください。(団体の名簿の写しで可。住所は市町村のみ記載、電話番号は無記載で可。)
 ※ 記入欄が足りない場合は、別紙に記載し、添付してください。

旧

様式第2号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

佐久市芸術文化活動事業補助金実績報告書

(報告先) 佐久市教育委員会

住所 氏名

(法人その他の団体
にあつては、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日 第 号で補助金交付決定のあった事業を
下記のとおり実施しました。

記

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 実施内容
- 4 参加人数
- 5 添付書類
 - (1) 芸術文化活動評価報告書
 - (2) 収支精算書及び領収書の写し
 - (3) 事業の実施内容が分かるもの

新

様式第3号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

佐久市芸術文化活動事業補助金 事業審査資料

事業名称	(フリガナ)		
事業目的			
開催場所			
開催日程	年 月 日 () から	年 月 日 () まで	
行事内容			
▽事業の分野/種類、概要			
▽非営利団体の人員構成 出演者等の人数 人 (うち団体外からの人数 人) スタッフ等の人数 人 (うち団体外からの人数 人) ▽事業開催までのスケジュール			
▽事業の周知方法			
▽その他			
▽入場料等	無料・有料	円・学生	円・子ども
※有料の場合の料金/当日 一般		円・学生	円・子ども
見込まれる行事の成果			
目標とする入場者数	一般 人	有り・無し (有りの場合はどんな制限ですか。)	
	学生 人		
	子ども 人		
事業の開催でどんな効果があると考えていますか。			
佐久市の他の補助金の受けを控えていますか。または申請していませんか。		はい・いいえ	
政治、宗教、営利活動、チャリティを目的としていますか。		はい・いいえ	
事業完了予定日		年	月 日

※ 記入欄が足りない場合は、別紙に記載し、添付してください。

旧

様式第3号 (第9条関係)

様式第3号 (第9条関係)

佐久市芸術文化活動事業補助金交付請求書

(請求先) 佐久市教育委員会

年 月 日

住所
氏名

(法人その他の団体
にあつては、名称
及び代表者の氏名)

印

第 号で確定のあった佐久市芸術文化活動事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 振込先

金融機関名	銀行	店
	信用金庫	所
	農協	
口座種類 (いずれかに○印)	当座・普通	
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		

新

旧

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

佐久市芸術文化活動事業補助金 収支予算書

団体名

項目	決算額 (円)	積算内訳 (詳しく記入すること)	(単位: 円)
収入の部			
①小計			
②自己負担金		資金調達の経費	
③補助金		※①の1/2以内かつ①+②の2割以下(上限10万円)	
④合計 (①+②+③)			

項目	決算額 (円)	積算内訳 (詳しく記入すること)	(単位: 円)
支出の部			
会場使用料			
舞台設備等の借上料			
演奏者、上演者、講演者等への謝礼			
演奏者、上演者、講演者等への交通費・宿泊費			
印刷製本費			
広告宣伝費			
⑤小計			
補助対象外経費			
⑥小計			
⑦合計 (⑤+⑥)		※収入の④合計と支出の⑦合計は同値であること	

補助金 (申請) 額

円

※補助金 (申請) は、1,000円未満切り捨てです。

新	旧
<p>様式第5号(第8条関係) 様式第5号(第8条関係)</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>佐久市教育委員会 教育長 ㊟</p> <p>佐久市芸術文化活動事業補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった 年度佐久市芸術文化活動事業補助金について、 下記のとおり交付の決定をしたので、通知します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定額 2 交付の時期 3 交付の条件 4 その他 	

新	旧
<p>様式第6号(第9条関係)</p> <p>様式第6号(第9条関係)</p> <p>佐久市芸術文化活動事業補助金変更(中止)承認申請書</p> <p>(申請先) 佐久市教育委員会</p> <p>年 月 日 年 月 日</p> <p>団体名 代表者住所 代表者名 代表者生年月日</p> <p>年 月 日 日付第 号で交付決定のあった 年度佐久市芸術文化活動事業補助金について、下記のとおり事業を変更(中止)したいので、承認してください。</p> <p>記</p> <p>1 変更(中止)する事業の名称</p> <p>2 変更後の補助金等交付申請額 円 交付内示(決定)額 円 変更申請額 円 変更後の交付申請額 円</p> <p>3 変更(中止)の内容</p> <p>4 変更(中止)の理由</p> <p>5 添付書類 (1) 変更後の収支予算書 (2) その他補助対象経費の変更がわかる書類</p>	

新

旧

様式第7号 (第10条関係)

様式第7号 (第10条関係)

佐久市芸術文化活動事業補助金実績報告書

年 月 日

(報告先) 佐久市教育委員会

住 所
団体名
氏 名

(代表者の役職についても明記してください)

年 月 日 付 第 号をもって補助金交付決定のあった事業を下記のとおり実施
しました。

記

1 開催日時

2 開催場所

3 実施内容

4 参加人数

5 添付書類

- (1) 芸術文化活動事業評価報告書 (様式第7号)
- (2) 収支決算書 (様式第8号) 及び領収書の写し
- (3) 事業の実施内容が分かるもの

新

旧

様式第8号(第10条関係)

様式第8号(第10条関係)

佐久市芸術文化活動事業評価報告書

事業名称 (フリガナ)	
開催場所	
開催日	年月日() から 年月日() まで
行事内容	
▽事業の分野/種類、概要	
▽入場料等 無料	円・学生 円・子ども 円
※有料の場合の料金/ 前売 一般 円・学生 円・子ども 円	円
当日 一般 円・学生 円・子ども 円	円
行事の成果(見込んでいた効果に対して)	
入場者数	一般 人 学生 人 子供 人
事業目的に沿った事業が できましたか。	
事業の開催でどんな効果 がありましたか。	
事業を開催した結果、目標とした 入場者数及び考えていた効果等と 事業の成果に大きな差異がある場 合、違いの理由として考えられる ことをお書きください。	
入場者等の声など	

日

新

様式第9号(第10条関係)

様式第9号(第10条関係)

佐久市芸術文化活動事業補助金 収支決算書

団体名

項目	決算額(円)	積算内訳(詳しく記入すること)	(単位:円)
収入の部			
①小計			
②自己負担金			
③補助金			
④合計(①+②+③)			

資金調達方法:
※⑥の1/2以内(※⑦・⑧・⑨)を等しく(上限10万円)

項目	決算額(円)	積算内訳(詳しく記入すること)	(単位:円)
支出の部			
会報使用料			
舞台設備等の借上料			
演奏者、上演者、観覧者等への謝礼			
演奏者、上演者、観覧者等への交通費・宿泊費			
印刷製本費			
広告宣伝費			
⑤小計			
補助対象外経費			
⑥小計			
⑦合計(⑤+⑥)			

※収入の④合計と支出の⑦合計は同額であること

補助金(申請)額 円

※補助金(申請)は、1,000円未満切り捨てです。

新	旧
<p>様式第10号 (第11条関係) 様式第10号 (第11条関係)</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>佐久市教育委員会 教育長 ㊟</p> <p>佐久市芸術文化活動事業補助金交付確定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった 年度佐久市芸術文化活動事業補助金について、 下記のとおり確定したので、通知します。</p> <p>記</p> <p>1 交付決定額 円</p> <p>2 確定額 円</p>	

新

旧

様式第11号 (第12条関係)

様式第11号 (第12条関係)

佐久市芸術文化活動事業補助金交付請求書

年 月 日

(請求先) 佐久市教育委員会

住 所
団体名
氏 名

印

(代表者の役職についても明記してください)

年 月 日 付 第 号をもって確定のあった佐久市芸術文化活動事業補助金を
下記のとおり請求します。

記

1 確 定 額 円

2 請 求 額 円

3 振 込 先

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 協	店 所
口座種類 (いずれかに○印)	当 座 ・ 普 通	
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		

議案第15号

佐久市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

佐久市体育施設条例施行規則（平成17年佐久市教育委員会規則第34号）
の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

【改正理由】

これは、令和5年4月1日に臼田小学校が開校し、令和5年3月31日に閉校となる田口小学校、切原小学校、臼田小学校の学校体育施設である体育館及び校庭について、跡地利用が開始されるまでの間、社会体育施設として使用するため、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

佐久市体育施設条例施行規則（平成17年佐久市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

臼田武道館

」

を

「

臼田武道館
田口体育館
田口グラウンド
切原体育館
切原グラウンド
旧臼田小第1体育館
旧臼田小第2体育館
旧臼田小グラウンド

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市体育施設条例施行規則（平成17年4月1日教委規則第34号）

新	旧
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
略	略
白田武道館	白田武道館
田口体育館	浅科多目的屋内運動場
田口グラウンド	略
切原体育館	
切原グラウンド	
旧白田小第1体育館	
旧白田小第2体育館	
旧白田小グラウンド	
浅科多目的屋内運動場	
略	

附 則（令和 年 月 日教育委員会規則第 号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号

佐久市スポーツ合宿促進事業補助金交付要綱の制定について

佐久市スポーツ合宿促進事業補助金交付要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市スポーツ合宿促進事業補助金交付要綱について

【制定理由】

これは、本市の充実した社会体育施設である「スポーツ資源」と年間日照時間の長さや交通網の優位性などの「佐久市の強み」を生かして、施設の利用率向上のほか、市外からのスポーツを通じた交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、本要綱の制定によりスポーツ合宿を促進しようとするものであります。

佐久市スポーツ合宿促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿（以下「合宿」という。）を促進させ、スポーツ振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、合宿を実施する市外のスポーツ団体等（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内で佐久市スポーツ合宿促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内の宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による営業許可を受けた市内の宿泊施設を利用していること。
- (2) スポーツ団体等 年齢構成は問わず、スポーツ活動する個人又は団体（選手のほか監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者は含まない。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、合宿を実施する団体等で、次に掲げる要件を全て満たし、佐久市教育委員会が適当と認めたものとする。

- (1) 市内の宿泊施設を利用した合宿であること。
- (2) 市内の社会体育施設等を利用した合宿であること。
- (3) 1回の合宿における延べ宿泊者数が20人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) スポーツ大会やイベントへの参加が目的の団体等

(2) 長野県体験型修学旅行等誘致促進事業補助金交付要綱に該当する団体等

(3) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者が属する団体等

(4) 前3号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会が適当でないと認める団体等

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、延べ宿泊者数に500円を乗じて得た額とし、1回の合宿当たり20万円を限度とする。

（交付申請等）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市スポーツ合宿促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、合宿終了日の翌日から30日以内に佐久市教育委員会に提出しなければならない。

(1) 宿泊者名簿（様式第2号）

(2) 宿泊証明書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 佐久市教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、佐久市スポーツ合宿促進事業補助金交付決定書兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

佐久市スポーツ合宿促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（申請（請求）先）佐久市教育委員会

申請（請求）者 所在地

団体等名

代表者氏名

⑩

電話番号

佐久市スポーツ合宿促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。

なお、当団体等は、長野県体験型修学旅行等誘致促進事業の補助金対象でないことを誓約します。

記

合宿の目的、内容	
使用施設名称	社会体育施設等： 宿泊施設：
合宿期間	年 月 日から 年 月 日まで
延べ宿泊者数	人 ※団体の場合は、選手のほか監督、コーチ、マネージャー等を含め、保護者は含めない。
交付申請（請求）額	円 ※延べ宿泊者数に500円を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額

振込先口座

金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

※添付書類：宿泊者名簿（様式第2号）、宿泊証明書（様式第3号）

様式第2号（第5条関係）

宿 泊 者 名 簿

団体等名

No.	氏 名	宿 泊 日						
		/	/	/	/	/	/	/
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計		人	延べ宿泊者数				人	

様式第3号（第5条関係）

宿 泊 証 明 書

1 団体等名

2 合宿期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 宿泊日及び宿泊者数

宿泊日	宿泊者数	備考
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
延べ宿泊者数	人	

上記の内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

印

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

佐久市教育委員会 印

佐久市スポーツ合宿促進事業補助金交付決定書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度佐久市スポーツ合宿促進事業補助金について、下記のとおり交付決定（確定）したので通知します。

記

交付決定（確定）額 円

議案第17号

佐久市スポーツ推進委員の委嘱について

佐久市スポーツ推進委員規則（平成17年佐久市教育委員会規則第33号）及び佐久市スポーツ推進委員選考基準に関する要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第13号）の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5年 3月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市スポーツ推進委員委嘱(案)

(任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日)

ふりがな 氏名	住 所	所属等	新任 再任
いわつき なおゆき 岩月 直之	佐久市大沢	スケート バスケットボール	再任
おおつか ひろみ 大塚 寛美	佐久市清川	ニュースポーツ	再任
なかにし ひきえ 中西 久枝	佐久市塩名田	バレーボール	再任
しま たくみ 志摩 拓海	佐久市田口	野球	再任
たけだ よしひろ 武田 吉弘	佐久市根岸	バレーボール テニス	再任
ひだ い あきら 比田 井 章	佐久市協和	水泳、バレーボール スケート	再任
なかの ゆか 中野 由香	佐久市協和	バドミントン、テニス サッカー	再任
うえはら かずお 上原 和雄	佐久市今井	ソフトテニス	再任
やまうら ようじ 山浦 陽二	佐久市御馬寄	ソフトボール	再任
なかざわ ちあき 中澤 千彰	佐久市安原	ソフトボール 野球	再任
さとう みほ 佐藤 美穂	佐久市中込	3B体操	再任
あきわ まさかず 秋和 政一	佐久市布施	卓球	再任
つちや かずみ 土屋 和美	佐久市布施	バレーボール	再任
たじま こうどう 田嶋 弘道	佐久市下平尾	スキー バドミントン	再任
いで まさひさ 井出 雅文	佐久市田口	サッカー	再任
いまい やすよし 今井 康好	佐久市長土呂	スケート	再任
たけだ たまみ 竹田 珠美	佐久市大沢	バレーボール バドミントン	再任
そうま きよこ 相馬 喜代子	佐久市野沢	ジャズ体操	再任

委員概要

名 称	佐久市スポーツ推進委員
規 定 等	スポーツ基本法（平成23年法律第78号） 佐久市スポーツ推進委員規則 佐久市スポーツ推進委員選考基準に関する要綱
職 務	<p>スポーツ推進委員とはスポーツ基本法第32条等に規定され、スポーツ推進のための事業実施に係る以下の職務を行う。</p> <p>(1) スポーツの実技指導に関すること。 (2) スポーツ活動の促進のための組織の育成に関すること。 (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業の協力に関すること。 (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツの行事又は事業に対する協力に関すること。 (5) 住民のスポーツについての理解を深めることに関すること。 (6) 住民のスポーツ振興のための指導助言に関すること。</p>
任 期 等	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
所 管 課	佐久市教育委員会 社会教育部 スポーツ課 スポーツ推進係
そ の 他	旧名称：佐久市体育指導委員

委員名簿

任期 令和5年4月1日から2年間

役 職	氏 名	競 技
委 員	岩月 直之	スケート、バスケットボール
委 員	大塚 寛美	ニュースポーツ
委 員	中西 久枝	バレーボール
委 員	志摩 拓海	野球
委 員	武田 吉弘	バレーボール、テニス
委 員	比田井 章	水泳、バレーボール、スケート
委 員	中野 由香	バドミントン、テニス、サッカー

役 職	氏 名	競 技
委 員	上原 和雄	ソフトテニス
委 員	山浦 陽二	ソフトボール
委 員	中澤 千彰	ソフトボール、野球
委 員	佐藤 美穂	3B 体操
委 員	秋和 政一	卓球
委 員	土屋 和美	バレーボール
委 員	田嶋 弘道	スキー、バドミントン
委 員	井出 雅丈	サッカー
委 員	今井 康好	スケート
委 員	竹田 珠美	バレーボール、バドミントン
委 員	相馬 喜代子	ジャズ体操

計 18 名